

# 小山市キャッチコピー・ロゴマーク 「小さな自慢が、山ほどあります。」 使用ガイドライン

令和6年4月1日

小山市 まちの魅力推進課

小山市の将来像である『市民が愛着と誇りを持ち、生き生きと暮らす「市民ひとりひとりが主役のまち」おやま』の実現に向けて、市民が親しみやすい、小山への愛着（シビック・プライド）醸成に資するキャッチコピーと具現化したロゴマークを、市民から広く募り、選定しました。

市民の皆様はじめ、小山市に関わる全ての方々が、小山市の魅力と共に発信していくためのシンボルとして作成したキャッチコピーとロゴマークです。

本ガイドラインは、キャッチコピーとロゴマークを使用するにあたっての注意点等を記載しています。

ご一読いただき、市民、企業、団体、学校、市役所などが連携・協力して「市民ひとりひとりが主役のまち」を目指すため、活用していきましょう！

1. キャッチコピー・ロゴマーク

小さな自慢が、山ほどあります。

カラフル・タテ



小さな自慢が  
山ほどあります

グリーン・タテ



小さな自慢が  
山ほどあります

カラフル・ヨコ



小さな自慢が  
山ほどあります！

グリーン・ヨコ



小さな自慢が  
山ほどあります！

## 2. キャッチコピー・ロゴマークのコンセプト

小山市には、自然、歴史、文化、食べ物など、散策してみると、いろいろな発見があります。小山の人も、そうでない人も、小山市のたくさんある魅力を知って、この街を好きになってもらいたい、との思いを込めたキャッチコピーです。

ロゴマークは、小山市にある、小さな自慢=等身大の魅力をまとめあげて作りました。「なにもない」ではなく、「あれもこれもある」というポジティブな捉え方をイラストで表現しています。

※イラスト内の小さな自慢

- ①オモイガワザクラ
- ②思川・鬼怒川などの河川
- ③コウノトリ
- ④ハトムギ・麦などの農産物
- ⑤おやま和牛
- ⑥小山の豚「おとん」
- ⑦5つある酒蔵から生み出される日本酒
- ⑧新幹線
- ⑨本場結城紬
- ⑩間々田ひも
- ⑪ハンドベル
- ⑫桑

## 3. キャッチコピー・ロゴマークに求めるもの

- ・幅広い年齢層にとって分かりやすく、覚えやすく、使いやすいもの
- ・市民が親しみ、愛着をもてるもの
- ・小山市の未来、将来まちに関わるひとたちに向けたもの

## 4.権利の帰属

キャッチコピー・ロゴマークの一切の権利は、小山市に帰属します。

## 5.使用について

キャッチコピー・ロゴマークは、多くの方に愛着を持って使用していただくものです。小山市ホームページにおいて公開するロゴマークデータは、どなたでもご自由に使用できます。

※「6.使用できない場合」に記載する場合を除きます

※営利目的でのロゴマーク使用については、必ず事前に相談、申請の上、まちの魅力推進課から承認を受けてください。

(事前相談、承認が必要になる事例)

- ・ロゴマークの缶バッジ販売
- ・ロゴマークのシールを販売品に貼る など

## 6.使用できない場合

次に該当する場合あるいは該当する可能性がある場合は、キャッチコピー・ロゴマークの使用はできません。

- ・小山市の信用、品位又はイメージを損なうおそれがある場合
- ・法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- ・政治・宗教・思想等に関する活動で使用される場合、特定の個人・団体・民族等への中傷又は攻撃を助長するおそれのある活動で使用される場合、又は第三者の正当な利益を侵害するおそれのある場合
- ・青少年の健全育成にとって有害な目的で使用されるおそれのある場合
- ・特定の個人、企業、団体、商品、サービス又は活動などを、小山市が支援、推奨又は公認しているかのような誤解を招くおそれのある場合
- ・特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に使用されるおそれのある場合

- ・ロゴマークの変形を行う場合、又は立体物でその表現がロゴマークの立体物と認められない場合
- ・小山市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員、及び暴力団等が使用する場合、又はこれらの者の利益につながるおそれがある場合
- ・営利目的で使用される場合（次項に規定する場合を除く。）
- ・その他市長が適切でないとした場合

## 7.使用する際の条件

- ・小山市ホームページにおいて公開するロゴマークデータを使用すること。
- ・承認を得て使用する場合、承認を得た内容を逸脱しないこと。
- ・キャッチコピー・ロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル等について、小山市は一切責任を負いません。使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

## 8.使用例

- ・名刺 ・SNS ・ポスター ・のぼり ・ホームページ
  - ・ちらし ・看板 ・自治会での回覧文書 など
- ※ 販売目的でロゴマークを使用する場合、事前に申請が必要です

## 9.申請先・問合せ

小山市 総合政策部 まちの魅力推進課  
TEL 0285-22-9353  
FAX 0285-22-9546  
E-mail [d-promotion@city.oyama.tochigi.jp](mailto:d-promotion@city.oyama.tochigi.jp)

※このガイドラインの内容は、予告なく変更することがあります